

年分 医療費控除の明細書 【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ⑦	円 ⑧	円

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

医療費の合計

（ア）+（ウ）

A

B (① + ②)

A

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		B
差引金額 (<u>A</u> - <u>B</u>)	(マイナスのときは0円)	C
所得金額の合計額		D
<u>D</u> × 0.05	(赤字のときは0円)	E
<u>E</u> と10万円のいずれか 少ない方の金額		F
医療費控除額 (<u>C</u> - <u>F</u>)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

(注) 次の場合には、これまでの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額

（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の
「4 編越損失を差し引く計算」欄の (8) の金額を転記します

「4 繰越損失を差し引く計算」欄の (90) の金額を転記します。